

市民活動をバックアップ！



寝屋川市市民公益活動災害補償制度のしおり

補償期間：5月1日午後4時から翌年5月1日午後4時まで

【制度の概要】

- 市民活動団体等が「公益的な活動」を行っている際、メンバーが傷害を負った場合や団体が賠償責任を負った場合の負担を補償します。
- 市が保険料を負担しますので、団体の保険料の負担はありません。
- 事前に市へ団体登録する必要はありません。
- 主たる活動拠点が市内にあり、かつ、構成員が市民5名以上の団体による公益的な活動
- 日本国外での活動、宿泊を伴う活動、営利・政治・宗教に係る活動を除きます。
- 「自分の楽しみの活動」、「趣味を深める活動」「単なる参加や見学」などは、補償の対象になりません。
- 寝屋川市民が補償の対象になります。指導者は、市外の方も対象となりますが、無報酬か交通費などの実費程度を受け取る場合のみとなります。
- 公益活動に参加する通常の往復途上での負傷

＜公益的な活動の例＞

(1) 地域社会活動

清掃活動、自治会会議等への出席、防災訓練、防犯パトロール、祭りの運営・準備等

(2) 青少年健全育成活動

スポーツ指導、非行防止パトロール等

(3) 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動（リハビリテーション・訓練の手伝い、行事手伝い、慰問、通園送迎の介助、カウンセリング、点訳、リーディングサービス等）、在宅老人・障害者等ガイドヘルパー・ホームヘルパー、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の活動等

補償の内容

○損害賠償責任事故

公益活動中に団体の指導者等の責任で参加者や第三者の生命や身体に損害を与え、かつ法律上の責任がある場合は（免責金額1万円）

身体賠償	限度額 1名につき 2,000万円 1事故につき 1億円
------	---------------------------------

○傷害事故

公益活動中（往復経路含む。）の事故でケガや死亡した場合は

死亡	500万円まで（事故の日から180日以内の死亡）
後遺障害	15万円～500万円（事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき）
入院	日額 2,000円（180日限度）
通院	日額 1,300円（事故の日から180日以内で90日限度）

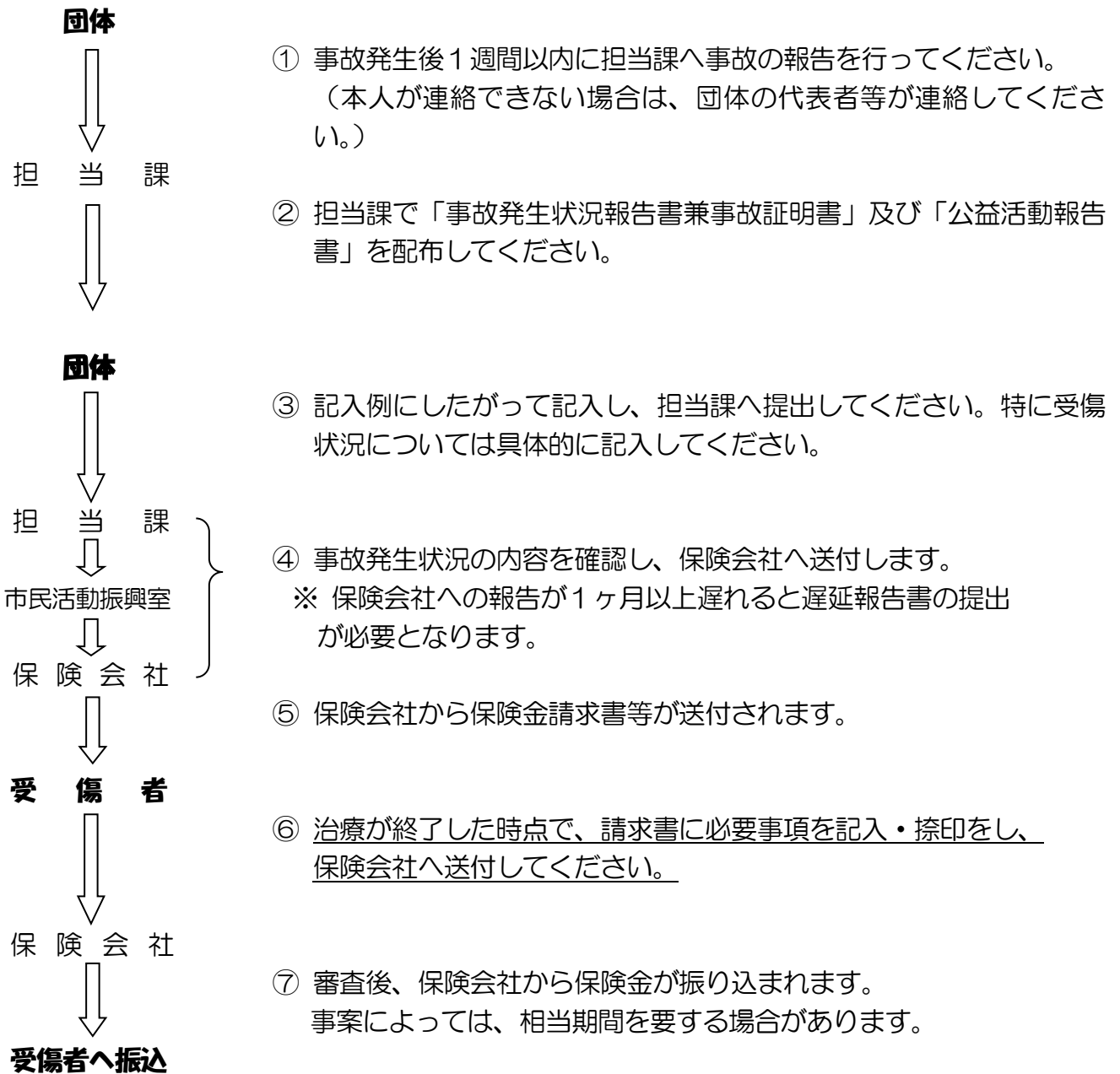
※物損事故・熱中症・食中毒は補償の対象になりません。

事故発生報告について

事故発生日から1週間以内に団体・グループが関係する市の担当課に報告した上で必要書類を作成してください。（治療の終了を待つ必要はありません。）

※保険会社への事故の報告が1ヶ月以上遅れると遅延報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

保険金請求手続きの流れ



* 保険金を請求する際、通院日、入院期間、固定器具（ギプス等）の使用期間を記入する必要がありますので、カレンダー等に記録しておいてください。

* 病院以外での治療（整骨院・接骨院）は、保険金の支払額が通常の6～7割になる場合があります。

* 自覚症状があっても病院等の検査で異状が認められない場合や腰痛・むち打ち症・熱中症、しん灸・あんま等は、原則として補償の対象になりません。



【お問い合わせ】

寝屋川市 市民活動部 市民活動振興室

〒512-8555 寝屋川市本町1-1

TEL : 072-825-2120 FAX : 072-825-2638

Eメール : siminkatudo@city.neyagawa.osaka.jp